「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて

（変更内容の概略）

当市では、国の「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（以下「国要綱」といいます。）第４に基づき、農業経営基盤の強化に関する総合的な計画（認定農業者の認定基準、市内の農地集積目標等）を定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「市基本構想」といいます。）を策定しております。令和３年３月、農業経営基盤強化促進法により概ね５年ごとに県が定めることとされている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「県基本方針」といいます。）が新たに策定されたことを受け、市基本構想についても、内容を一部見直して新たに策定を行いました。

変更前の市基本構想は、国要綱に定められている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容」に準じた構成で策定していることから、今回の変更についてもこれを踏まえた構成としております。各項目における主な変更点については、以下のとおりとなっております。

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

作目別の作付面積・収穫量、農家戸数等のデータを、農林業センサス及び作物統計により最新のデータに更新しております。

また、全体的な構成の整理を行いました。ただし、内容が大きく変更されている箇所はありません。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

経営体の年間農業所得（目標）及び年間労働時間の基準については、下表１～３のとおり県基本方針に準拠する形で変更を行っております。

また、営農類型別の指標（経営規模及び生産方式等）についても、基本的には県に準ずる形で変更を行っております。なお、新規就農者及びリーディング経営体については、これまで営農類型別の指標がありませんでしたが、今回、県基本方針の指標をもとに新たに追加し、市基本構想で独自に定める指標については、関係機関からの意見をもとに検討を行い、追加・変更を行っております。

表１　個別経営体（認定農業者）

区分	新	旧	増減
所得目標 （主たる従事者）	420 万円	400 万円	+20 万円
所得目標 （１経営体当たり）	570 万円	550 万円	+20 万円
労働時間 （主たる従事者）	2,000 時間	2,100 時間	△100 時間

【参考】県基本方針における所得目標・労働時間の設定の考え方

○ 年間農業所得

・主たる従事者:県内の他産業従事者並を設定　　［参考］他産業・一般職(R1)：424 万円

・従たる従事者:県内の短時間労働者並の時給に従たる従事者の労働時間を乗じた値を設定

［参考］他産業・短時間労働者(R1)：997 円/時間×1,500 時間≒150 万円

・１経営体当たり：家族経営（主たる従事者１人、配偶者又は後継者等の家族従事者は１人）を想定

〇年間労働時間

・主たる従事者：県内の他産業従事者並を参考とし、法定労働時間（週 40 時間）を設定

［参考］他産業・一般職(R1)：2,122 時間

・従たる従事者：県内の短時間労働者並を参考とし、幅をもった設定

［参考］他産業・短時間労働者(R1)：1,086 時間

表２　新たに農業を営もうとする青年等の経営体（新規就農者）

区分	新	旧	増減
所得目標	250 万円	200 万円	+50 万円
労働時間	2,000 時間	2,100 時間	−100 時間

【参考】県基本方針における所得目標・労働時間の設定の考え方

〇年間農業所得：県内の他産業従事者並を設定　［参考］新規学卒者(高卒、H30)：252 万円

〇年間労働時間：個別経営の主たる従事者と同水準を設定

［参考］他産業・一般職(20-24 歳、R1)：2,124 時間

表３　リーディング経営体　…年間所得おおむね 1,000 万円以上確保できる経営体

区分	新	旧	増減
所得目標	1,000 万円以上	（新設）	−
労働時間	2,000 時間	（新設）	−

第３　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営が地域の利用に占める面積のシェアの目標」について、県基本方針の県南広域振興局圏の目標は「おおむね 85％」とされておりますが、当市の現状としては、令和２年度末集積率は 61.0％であり、また、集積が比較的難しいとされる中山間地に位置する農地の面積も多いことから、県基本方針の目標を若干下回る 75.0％（現行のまま据置）としております。

第４　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当該項目で触れている農地中間管理事業は農業経営基盤強化促進事業に含まれないことから、項目名を「農業経営基盤強化促進事業等に関する事項」と修正しました。

また、農地利用集積円滑化事業の終了（現在その役割は農地中間管理事業に継承。）に伴い、関連する内容を削除しております。さらに、現行の「農業経営基盤強化促進法施行規則」においては、「第 16 条の２（農用地の利用状況の報告）」が削除されているため、引用箇所の整理を行いました。

第５　農地利用集積円滑化事業に関する事項

農地利用集積円滑化事業の終了に伴い、項目全体を削除しております。

第６　その他

現行の「第５」削除に伴い、第６から第５に繰り上がりとなります。